

## 約款 <利用規約>

約款 <利用規約> (以下「本規約」といいます。)には、本サービスの提供条件およびクルーザークラブ-TOKYO HIGH CONCEPT- (以下「当社」といいます。)と利用者の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

### 第1条 (適用範囲)

当社が非旅客船(旅客定員が12人以下の船舶をいいます。)により利用者を運送するサービス(以下「本サービス」といいます。)について、利用者との間で締結する契約は、この約款の定めとするところによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

### 第2条 (利用申込み)

当社に本サービスの利用に係る契約(以下「利用契約」といいます。)の申込みをしようとする場合は、当社の指定する方法により、次の事項を当社に申し出ていただきます。

- (1) 利用者名
- (2) 利用人数
- (3) 利用日
- (4) その他当社が必要と定める事項

### 第3条 (利用規約の成立及びコース料等)

第1項：利用契約は、当社が前条の申込みを承諾したときに本約款の内容に基づき成立するものとし、なお、当社が前条の申込みを承諾しなかった場合においても、当社はその理由を説明する義務を負いません。

第2項：前項の規定により利用契約が成立した場合は、利用者は、コース料及び飲食代金を当社が指定する方法で当社が指定する日(以下、「指定日」といいます。)までに支払うものとし、なお、金融機関口座への振込による場合における振込手数料は利用者がこれを負担するものとし、

記

りそな銀行 本郷支店 普通預金 1893238 東京ハイスタンダード株式会社

第3項：料金は、当社ホームページに掲載する金額とします。

第4項：利用者が指定日までに同項の規定によりコース料及び飲食代金の全額を支払わない場合、当社は利用契約の申込みが撤回されたものとして取り扱う場合があります。

#### 第4条（利用者の契約解除権）

第1項：利用者は、当社に申し出て、利用契約を解除すること（以下「キャンセル」といいます。）ができます。

第2項：当社は、利用者の都合による利用契約のキャンセルがあったときは、次のとおりキャンセル料を申し受けるものとし、当社は受領したコース料及び飲食代金からキャンセル料を控除した金額を利用者に返金します。

※18時以降の連絡は、翌日扱い。

- ・～30日前              ：無料
- ・29日前～14日前      ：コース料及び飲食代金の30%
- ・13日前～7日前       ：コース料及び飲食代金の40%
- ・6日前～3日前        ：コース料及び飲食代金の60%
- ・2日前～前日          ：コース料及び飲食代金の80%
- ・当日                  ：コース料及び飲食代金の100%

第3項：当社は、利用者が利用日の当社が指定した時刻になっても当社に到着しないときは、利用者が利用日の当日に利用契約をキャンセルしたものとみなし処理することができるものとします。

また、お手持ち荷物の搬出搬入及び、乗客の乗船までの時間が30分前以上および乗客の下船時間が30分以上かかる場合は、別途、延長料金が掛かります。（¥33,000-(税込)/30分）

#### 第5条（当社の契約解除権等）

第1項：当社は、次に掲げる場合においては、利用者に対する何らの催告なくして、利用契約を解除し、本サービスの提供をとりやめ（提供途中での取りやめの場合には帰港し）、その他本サービスの利用を制限しもしくはお断りすることがあります。この場合、当社はコース料及び飲食代金の返金を行わず、また利用者に対し何らの責任を課すことができます。

- (1) 利用者又はその同行者が利用に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (2) 利用者又はその同行者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 利用者又はその同行者から利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 利用者又はその同行者が、船内での喫煙の禁止、消防用施設等に対するいたずらの禁止、その他当社が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
- (5) 利用者又はその同行者が次条第2項の同意書に署名をしていただけないとき又は当該同意書の内容に違反したとき若しくは違反するおそれがあると認められるとき
- (6) 利用者又はその同行者が暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為をした場合、又はかつてこれらの行為をしたことが判明した場合
- (7) 利用者又はその同行者が心身耗弱、酩酊、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他の利用者又は関係者に危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (8) 利用者又はその同行者が、当社、船内その他の場所で大声、放歌及び喧擾な行為その他他者に嫌悪感を与え、迷惑を及ぼし、又は、公序良俗に反する行為のあった場合
- (9) 利用者が利用契約に違反したとき
- (10) その他利用者又は同行者に上記各事項に類する行為のあるとき

第2項：次に掲げる場合も前項と同様とします。ただし、この場合においては、当社は利用者に対し、コース料及び飲食代金のうち提供済みの本サービスに対応する額としてクルーザーチャーター料金及び乗船料金を全額利用者に返金するものとします。

- (1) 気象、海況の影響その他やむを得ない事由で運行自体が行えない場合
- (2) 船舶の突発的なトラブル等により運行自体が行えない場合

## 第6条（利用者の登録等）

第1項：利用者は、利用当日、当社の定める方法により、利用者及び同行者について、次の事項を当社に登録していただきます。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) その他当社が必要と認める事項

第2項：利用者は、乗船前に乗船中に遵守していただく事項及び当社の責任等についての同意書に署名していただきます。同行者についても同様とします。

## 第7条（返金等）

第4条第2項又は第5条第2項の規定により当社が利用者にコース料及び飲食代金の全部又は一部を返金する場合、当社は当社の定める方法でこれらの規定による返金原因が生じた日の属する月の翌月末までに返金処理を行います。

## 第8条（船長の指示等の遵守）

利用者は、船内においては、船長その他当社スタッフの指示及び当社が定めて船内に掲示した利用規則に従っていただきます。また利用者は、同行者に対し、これらの指示及び利用規則を遵守させるものとします。

## 第9条（営業、運航時間等）

第1項：当社の船舶の営業時間は、ホームページ、備え付けパンフレット、各所の掲示、船内のサービス案内などでご案内します。

第2項：営業、運航時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第3項：本サービスに関し当社が本サービスの終了時刻又は帰港時刻を表示した場合であっても、当該時刻は目安であり、当社は利用者に対し当該時刻までに本サービスを終了し、又は帰港することをお約束するものではありません。本サービスの終了又は帰港が当該時刻に遅れた場合であっても、当社は利用者に対し何らの責任を負いません。

## 第10条（当社の責任）

当社は、当社の故意又は過失により、利用契約の履行に当り、又はこれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社が賠償すべき額は、利用者が支払ったコース料及び飲食代金相当額を限度とします。

## 第 11 条（利用者の忘れ物の保管）

船内への忘れ物のその所有者が判明したときは、当社は、利用者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、利用者の指示がない場合又は利用者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。

## 第 12 条（駐車場）

指定の駐車場のご用意はございませんので、周辺の駐車場、及びタクシー、公共交通機関をご利用ください。

## 第 13 条（利用者の責任）

利用者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該利用者は当社に対しその損害を賠償していただきます。

## 第 14 条（連絡）

当社からの利用者への連絡は、原則として、利用者が申し出たメールアドレスに対する電子メールまたは利用者が申し出た住所に対する郵送、ご登録いただいた公式 SNS のダイレクトメッセージなどから行います。

## 第 15 条（準拠法及び管轄）

第 1 項：利用契約及び本サービスに関する一切の法律関係は日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

第 2 項：利用契約又は本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 16 条（免責）

当社は、自己の責任によらず予約が取り消され、又はボート等の貸し出しが出来なかった場合、免責されます。

## 第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、又は将来において次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
  - (1) 自ら並びにその役員及び従業員（以下、「役員等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）であること。
  - (2) 反社会的勢力、又は反社会的勢力と密接な関係を有する者（以下、総称して「反社会的勢力等」という）によって、その経営を支配される関係を有すること。
  - (3) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係を有すること。
  - (4) 自ら、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係を有すること。
  - (6) その他役員等、又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自ら、又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計、若しくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が本条第1項各号、又は前項各号に該当したときは、何らの催告を要せずして会員資格を喪失させることができます。
  4. 前項に該当した場合、当社は会員に対して、解除により生じる損害について請求することができ、会員は、当社に対して一切の請求を行わないものとします。

### 第18条（本規約の適用）

当社は、予告なくいつでも本規約を変更し、又は別に細則を制定することができます。規約の変更は変更日より、新たな細則が制定された場合は、制定日よりこれを適用します。

### 第19条（準拠法）

本契約は、日本法によって解釈されるものとします。

### 第20条（禁止行為）

会員は、使用中に以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び国道交通省所管の営業許可等を受けることなくボート等を運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- (2) ボート等を所定の用途以外に使用すること
- (3) ボート等を転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること
- (4) ボート等の登録情報を偽造、もしくは変造し、又はボート等を改造、もしくは改装する等、その原状を変更すること
- (5) 当社の承諾を受けることなく、ボート等を各種テスト、もしくは競技に使用し、又は他船のけん引、もしくは後押しに使用すること
- (6) 法令又は公序良俗に違反してボート等を使用すること
- (7) 当社の承諾を受けることなくボートについて損害保険に加入すること
- (8) ボート等を日本国外に持ち出すこと
- (9) 当社の承諾を得ることなく、撮影またはイベント等にボート等を使用すること

### 第21条（紛争の解決）

1. 本規約の解釈及び履行に関して当社と会員の間には紛争が生じたときは、両者がその都度、誠意をもって協議の上、解決します。
2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第22条（営業補償）

当社は、会員の事故、盗難、借受人又は操縦者の責に帰すべき事由によるボート等又は備品の故障・汚損・臭気等により、ボート等の貸し出しができないことによる損害については、別に定めるノンオペレーションチャージとして、借受人又は運転者は当社に対して損害賠償金を支払うものとします。また、ノンオペレーションチャージを超えて当社に損害が生じた場合は、借受人又は運転者は、別途損害を賠償する義務を負うものとします。

## 第 23 条（相殺）

当社は、本規約に基づき会員に対する金銭債務があるときは、会員の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができます。

## 第 24 条（消費税）

会員は、本規約に基づく取引に貸される消費税（地方消費税を含みます）を当社に対して支払うものとします。なお、消費税は借受人が当社に対して支払いを行う時点の税率を適用します。

## 第 25 条（遅延損害金）

当社及び会員は、約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し遅延損害金を支払うものとします。

## 第 26 条（その他）

その他費用

### ① 修理費

外装、又は内装については修理が必要となった場合は、修理代金の 100%を申し受けます。

### ② 休車補償

外装、又は内装の修理によりボート等の貸し出しができない場合は、営業補償の一部として以下の補償料を申し受けます。

営業補償：100,000円／1日

## ご注意事項

- ・少量のゴミ廃棄代は無料です。
- ・搬出搬入が 30 分前以上および下船時間 30 分以上かかる場合は、別途、搬入搬出費が掛かります。  
(¥33,000-(税込)/30 分)
- ・棧橋使用料別途。利用棧橋によって異なります。
- ・お持ち込みはご相談ください。
- ・定員はキャプテン・クルーを含め 12 名となります。  
定員を超えた人数でのご来場はお控えください。
- ・お客様満足向上目的での無償サービス（写真撮影&プレゼント、音響映像サポート等）に対して、当社では一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ・感染症対策としてマスクの着用、手先の消毒などご協力をお願いします。